

議案第5号 交野市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

基金に属する資金での債券運用について、令和7年11月7日に住民監査請求に係る監査結果が示され、「条例に詳細な規定がないことによる住民の疑念払拭に向けた取り組みとして、改めて有価証券による運用を規定する条文を検討されたい」との監査委員の意見が付されたものとなった。

当該意見については法的な規定や拘束力はないものの、監査請求の事実やその意見の内容を踏まえ、関係する条例について所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

基金に属する資金を有価証券により運用することについて、その根拠をより明確にするため、各基金条例の管理に係る条項に、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる」の項を加える。

3. 対象となる基金条例（10条例）

条例名	
交野市公債費管理基金条例	交野市第二京阪道路環境監視基金条例
交野市社会福祉事業基金条例	交野市災害対策基金条例
交野市地域保全整備基金条例	交野市公共施設等整備基金条例
交野市都市の緑基金条例	交野市学校教育振興基金条例
交野市ふるさと創生桜基金条例	交野市公営企業資金運用基金条例

（交野市森林環境譲与税基金条例及び貸付等事業に係る定額運用基金（3基金）条例は除く）

4. 施行期日 公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年3月定例会

議案の 件名	議案第5号 交野市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）															
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉																
<p>基金に属する資金を有価証券により運用することについて、その根拠をより明確にするため、各基金条例の管理に係る条項に、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる」の項を加える。</p> <p>対象となる基金条例（10条例） 交野市公債費管理基金条例、交野市社会福祉事業基金条例、交野市地域保全整備基金条例、交野市都市の緑基金条例、交野市ふるさと創生桜基金条例、交野市第二京阪道路環境監視基金条例、交野市災害対策基金条例、交野市公共施設等整備基金条例、交野市学校教育振興基金条例、交野市公営企業資金運用基金条例 （交野市森林環境譲与税基金条例及び貸付等事業に係る定額運用基金（3基金）条例は除く）</p>		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1068 512 2103 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="1068 512 1240 552">総事業費</th> <th data-bbox="1240 512 1413 552">国庫支出金</th> <th data-bbox="1413 512 1585 552">府支出金</th> <th data-bbox="1585 512 1758 552">市債</th> <th data-bbox="1758 512 1930 552">その他</th> <th data-bbox="1930 512 2103 552">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1068 552 1240 703"></td> <td data-bbox="1240 552 1413 703"></td> <td data-bbox="1413 552 1585 703"></td> <td data-bbox="1585 552 1758 703"></td> <td data-bbox="1758 552 1930 703"></td> <td data-bbox="1930 552 2103 703"></td> </tr> </tbody> </table>					総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源													
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉																
<p>基金に属する資金での債券運用について、令和7年11月7日に住民監査請求に係る監査結果が示され、「条例に詳細な規定がないことによる住民の疑念払拭に向けた取り組みとして、改めて有価証券による運用を規定する条文を検討されたい」との監査委員の意見が付されたものとなった。当該意見については、法的な規定や拘束力はないものの、監査請求の事実やその意見の内容を踏まえ、関係する条例について所要の改正を行うもの。</p>																		
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉																
<p>令和7年9月11日 住民監査請求 令和7年11月7日 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）</p>		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標 分野・方針 施 策	— 効率的・効果的な行政運営 行政資源の最適な活用														
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）																
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称																
		策定年度																
		計画期間																
〈政策等の実施時期〉		公布の日																
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）														
企画財政部		財務課		有 ・無 新旧対照表等														

第1条関係 交野市公債費管理基金条例（昭和52年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(基金の管理) 第5条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券にかえることができる。</u></p>	<p>(基金の管理) 第5条 (略)</p>

第2条関係 交野市社会福祉事業基金条例（昭和54年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券にかえることができる。</u></p>	<p>(管理) 第3条 (略)</p>

第3条関係 交野市地域保全整備基金条例（昭和58年条例第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(管理) 第4条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券にかえることができる。</u></p>	<p>(管理) 第4条 (略)</p>

第4条関係 交野市都市の緑基金条例（昭和62年条例第6号）新旧対照表

新	旧
(管理) 第4条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。</u>	(管理) 第4条 (略)

第5条関係 交野市ふるさと創生桜基金条例（平成2年条例第15号）新旧対照表

新	旧
(管理) 第4条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。</u>	(管理) 第4条 (略)

第6条関係 交野市第二京阪道路環境監視基金条例（平成21年条例第38号）新旧対照表

新	旧
(管理) 第4条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。</u>	(管理) 第4条 (略)

第7条関係 交野市災害対策基金条例（平成24年条例第23号）新旧対照表

新	旧
(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。</u>	(管理) 第3条 (略)

第8条関係 交野市公共施設等整備基金条例（平成31年条例第1号）新旧対照表

新	旧
(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。</u>	(管理) 第3条 (略)

第9条関係 交野市学校教育振興基金条例（令和2年条例第12号）新旧対照表

新	旧
(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。</u>	(管理) 第3条 (略)

第10条関係 交野市公営企業資金運用基金条例（令和5年条例第28号）新旧対照表

新	旧
<p>(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券にかえることができる。</u></p>	<p>(管理) 第3条 (略)</p>